

皇室典範改正の慎重審議を求める意見書

政府においては、「皇室典範に関する有識者会議」の結論を尊重して、「皇室典範」の改正を今国会において成立を期すとしているところであるが、国民の間では、十分な論議が行われているとは言えない。

日本国憲法第一条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とあるが、「国民」とは「過去、現在、未来の国民を表す」と、時の金森国務大臣は答弁している。

故に、今を生きる我々は単なる制度論としてだけ「皇室典範の改正」を論じるべきではなく、歴史的経緯を踏まえ、文化・文明論として「皇室典範の改正」を十分に論議することが必要である。

この度、秋篠宮妃紀子殿下ご懷妊との報も伝えられ、国民に新たな喜びと期待が生じているおり、当面、国民の間でもそれぞれの立場で皇室のあり方や皇位継承について論議を深めることは真に有意義であると考える。

よって、政府におかれでは、あるべき皇室のお姿を「有識者」だけではなく、広く国民とともに探っていく時間をとるため、今国会において法案の提出を控えるよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 3月17日

様

和歌山県議会議長 吉井 和視

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

宮内庁長官